

## 仕様書

### 1 名称

青色防犯パトロール車両の継続検査（車検）及び整備並びに自動車損害賠償責任保険

### 2 車検対象車

自動車の種別	車名	型式	原動機の型式	燃料の種類
軽自動車	三菱	ZAA-HA3W	Y4F1	電気

車両番号	車体番号
なにわ 580 ち 2869	HA3W-0100705

### 3 内容

#### (1) 道路運送車両法第 62 条に規定する継続検査（車検）及び部品交換等の整備

- ア 法定 24 か月点検
- イ 保安確認部位検査
- ウ 電子制御システム診断
- エ ブレーキ調整・清掃・給油
- オ ブレーキフルード交換
- カ エアコンフィルター交換
- キ 左フロント・スタビライザリンク交換
- ク フロントブレーキパッド交換

#### (2) 検査登録申請等、当該車検に係る必要な事務の代行

#### (3) 自動車損害賠償保障法に規定する責任保険の契約締結に関する事務

自動車損害賠償保障法に規定する責任保険については、自動車損害賠償保障法、同法施行令及び「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（平成 13 年金融庁・国土交通省告示第 1 号）による。（発注者は、受注者が代理店となっている保険会社と上記保険契約を締結する。）

- ・自賠責保険の保険期間は 24 か月。ただし、保険期間の始期は、現契約保険期間の終期からとする。（令和 8 年 9 月 11 日午前 12 時～令和 10 年 9 月 11 日午前 12 時）

#### (4) (3)の保険料及び自動車重量税の支払代行

受注者は自賠責保険及び自動車重量税の支払を代行すること。費用は本市の負担とし、別途請求に基づき支給する。

#### 【特記事項】

※次の車検及び整備に関する費用については、すべて本契約金額に含むものとする。

- ・ (1) の点検整備等に係る費用
- ・ (2) 及び (4) の代行手数料及び検査登録申請手数料 (印紙代)

#### 4 履行期間

契約日～令和8年8月18日（火）

#### 5 履行場所

本市指定場所

#### 6 その他

- (1) 受注者が近隣区（北・中央・西・淀川・西淀川・此花）に所在する場合、区役所職員が車両を整備工場へ持ち込み・引き取りを行い、受注者による納車は不要とする。持ち込み・引き取り日時および車検日は、区役所担当者と協議して決定すること。
- (2) 受注者は仕様書を十分理解し、事前に疑義を確認すること（契約後の解釈は本市に従う）。
- (3) 部品交換等で発生する不要品は受注者が処分すること。
- (4) 当該車両は登録後14年が経過しており、駆動用バッテリーの交換を行っていないため、劣化等により航続距離が不確定である。指定検査場までの運行・回送（自走、積載車等の方法を含む。）は受注者の責任において実施すること。なお、当該運行・回送に要する費用は本業務の総価に含むものとする。

#### 7 事業担当

福島区役所市民協働課 市民協働（担当：川崎） TEL：06-6464-9734 FAX：06-6464-9987

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電 話：06-6615-7965

## 契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先06-6464-9625）に報告しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。